

【令和8年度 6月補正】粗飼料価格高騰緊急対策事業

事業概要

【事業概要】 中東情勢緊迫の影響を受け、原油価格の高騰、また円安等により粗飼料価格が上昇し、畜産経営を圧迫している。このため、輸入粗飼料の購入経費の一部を補助することで、飼料価格高騰の影響を緩和し、畜産経営の維持を図る。

事業対象期間: 令和8年度(R8.4月～R9.2月購入分まで)

総事業費: 23,465千円(うち 補助金: 21,209千円)

R9年度実施内容

【内容】

輸入粗飼料購入経費のうち、価格上昇分の一部を支援

【対象】

県内酪農家・肉用牛肥育農家

※年間の輸入粗飼料購入量が1000kg以上、肉用牛肥育農家においては、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)加入農家に限る

※知事が認める団体は、2戸以上の農家等が参加し、代表者の定めがあり、定款等の組織運営に係る規約が定められていること

事業実施の目的・効果

【目的】

粗飼料費の一部を補助することで輸入粗飼料価格高騰の影響を緩和し、農家の経営維持に努める。

【効果】

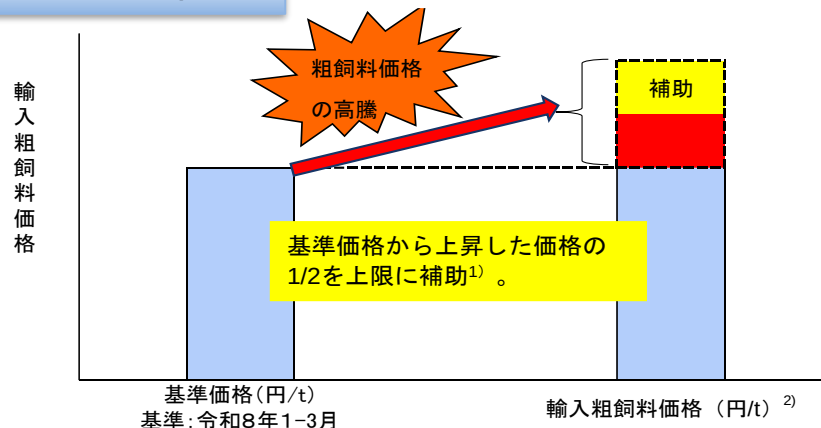
生産コストの大部分を占める飼料費の低減による畜産経営の安定化

年度毎の取組

R9年度

輸入粗飼料価格
上昇分の一部を支援
(酪農・肥育牛)

イメージ図



- 1) 補助単価は、令和8年1-3月の加重平均価格を基準価格とし、令和8年の4月以降に上昇した輸入粗飼料価格の1/2か、下記に定める上限額のいずれか低い方とする。

草種	梱包	成型	稲わら
補助単価上限額(円/t)	1,129	1,468	1,027

- 2) ただし、四半期毎に確定させる輸入粗飼料価格が、基準価格を下回った場合は、補助単価は0円となる。
※四半期毎に確定させる輸入粗飼料価格は、県内の輸入粗飼料の価格を元に算出する。